彦根市下水道事業の企業会計方式移行(法適化)に向けた進捗状況と今後の進め方について

令和2年4月1日から彦根市下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企

業会計方式へ移行(法適化)するために必要となる準備作業を進めている。

１ 経過について

（１）平成27年1月27日付け総務大臣通知において、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成27年度から令和元年度までの5年間で、同法の全部または一部(財務規定等)を適用し公営企業会計へ移行することを要請されたことを受け、平成28年10月3日付けで彦根市公共下水道事業審議会に「地方公営企業法適用基本計画(素案)」について諮問、審議を経て平成29年2月3日付けで異議なしの答申をいただいた。

（２）企業会計方式移行(法適化)に必要となる各種作業を実施

２ 現在の進捗状況

（１）資産の調査および評価について

①減価償却費の算定に必要となる過去に建設した下水道施設等の固定資産の調査および評価を、業務委託にて実施

②平成30年度分までの資産調査が完了。現在、新公営企業会計システムにデータの登載を行っている。

（２）新しい公営企業会計システムの構築について

①水道事業で運用している既存のシステムを共用することで、導入構築費用およびその後の保守・運用管理費の削減を図った。

②今年度10月から稼働。現在、令和2年度当初予算編成に向けて作業を進めている。

（３）移行に関する各事務手続きについて

①例規の整備について

・以下の2点について例規の整備が必要となる。

ア.地方公営企業としての下水道事業を設置する条例を定めること(関連条例改正含む）

イ.下水道事業に企業会計方式を適用した際の財務の詳細な内容を定める規則を定めること

・設置条例については、令和元年12月市議会定例会に上程予定

・規則については、現在最終的な調整を行っており、今後速やかに策定する。

②総括出納取扱金融機関(メインバンク)、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関について

・法適用後は彦根市一般会計の指定金融機関とは別に、独立した資金口座を持つことになる。

・水道事業と同じく滋賀銀行を総括出納取扱金融機関とし、滋賀中央信用金庫および関西みらい銀行を出納取扱金融機関、その他市内本支店金融機関を収納取扱金融機関とする予定

・現在、各金融機関と調整を行っており、調整終了後速やかに各金融機関との契約および指定の告示を実施する予定

３ 今後の進め方

（１）令和2年度当初予算編成および議会への予算案の提出などについて

　　現在企業会計方式による新年度当初予算案の編成作業を進めており、令和2年2月(予定)市議会定例会において予算案を上程予定

（２）開始貸借対照表の準備、令和元年度打ち切り決算について

①開始貸借対照表作成等、企業会計へスムーズに移行できるように準備を進める。

②打ち切り決算のため、年度内に収入・支払が完了するように事務を進める。

（３）その他

①関係官庁(総務省・税務署)への届け出の準備を行う。

②移行に向けた全体確認および庁内関係部署との調整を進める。

③彦根市ホームページにおいて市民への周知を行う。